

社会人から入学を検討している方へ

専門実践教育訓練給付金制度について

受講費用の負担半減！！ 看護師・保健師への道がもっと身近になります！！

社会人からの入学を検討している方の強い味方【専門実践教育訓練給付金】を紹介します。

本校は、厚生労働大臣指定専門実践教育訓練制度の対象校です。全学科対象です。

「専門実践教育訓練給付制度」とは、ハローワークによる、社会人のキャリアアップを支援するための給付金制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定をする教育訓練講座を受講し修了した場合、本人が支払った経費の一部がハローワークから支給されます

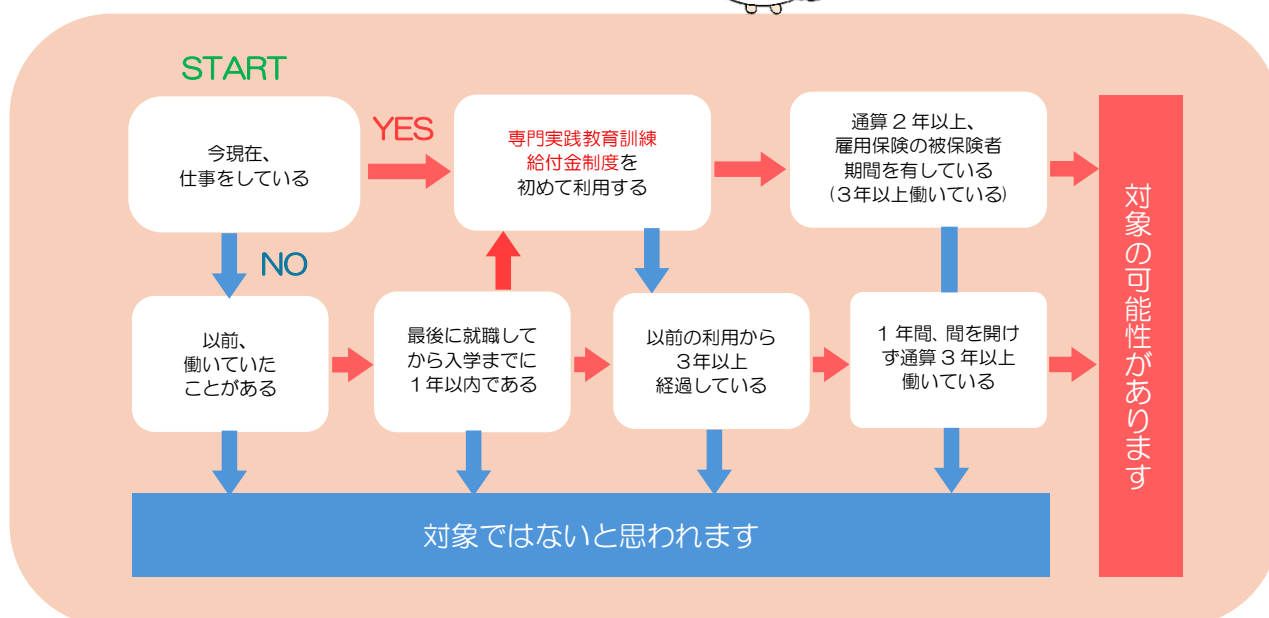
● 専門実践教育訓練給付金受給対象者

この制度を利用できる方は、以下の条件が必要となります。

- (1) 雇用保険加入期間 2 年以上
- (2) 在職中、または離職後 1 年以内
- (3) 訓練開始の 1 か月前までに、ハローワークでキャリアコンサルティングを受け、訓練の『受講資格』を取得
- (4) 厚生労働大臣が指定する訓練給付対象講座を受講する場合

※ 給付対象者の方のうち、受講開始時に 45 歳未満で離職しているなど一定の条件を満たす場合は、さらに「教育訓練支援給付金」が支給される可能性があります。3 ページ目に記載。

下記表で受給資格をチェックしてください。



● 給付金

【在学中】受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給

【就職※1】資格取得後 1 年以内に雇用された場合、20%を追加支給

【賃金アップ※2】受講開始前の賃金より 5%アップした場合、10%を追加支給
(いずれも上限あり)



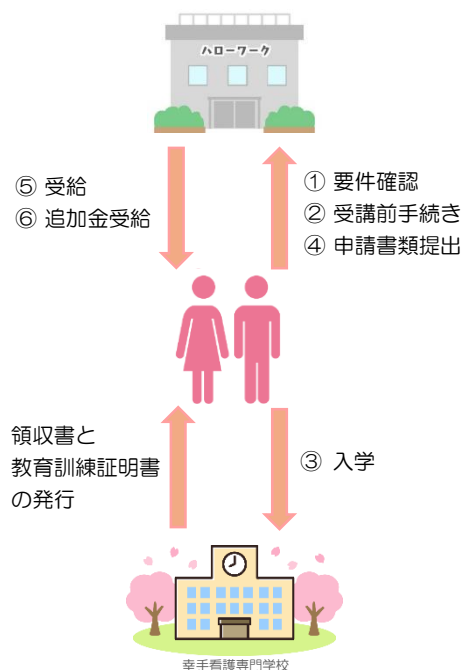
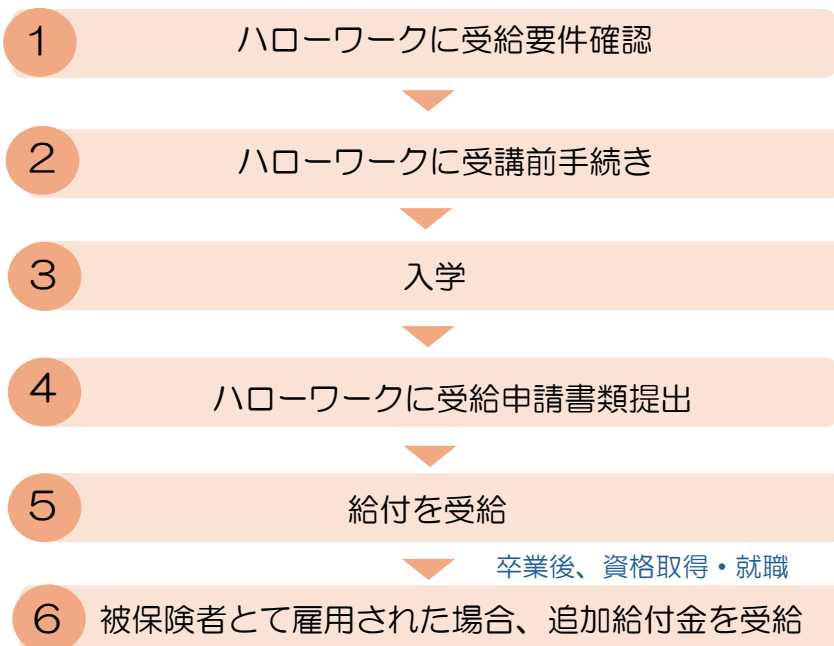
最大 **192** 万円 給付



※1 就職：資格取得後 1 年以内に一般被保険者として雇用

※2 賃金 UP：資格取得・就職し、受講開始前の賃金と比較して 5%以上上昇した場合

● 申請の流れ



専門実践教育訓練給付金制度の手続きは必ず、受講開始日（本校入学）の 1 か月前までに行う必要があります。本校に進学を希望している方で、専門実践教育訓練給付金制度の条件に当てはまる方は、ハローワークで申請手続きを行ってください。

● さらに、教育訓練支援給付金 が活用できます。

初めて専門実践教育訓練を受講される方で、受講開始時に 45 歳未満であることなど一定の条件を満たした方が失業状態にある場合に給付金が支給される制度です。

受給資格については、さまざまや要件や制約があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

支給額

雇用保険基本手当日額の **60%支給**

支給期間

受講終了まで（最大3年間）

- ◇ 給付金の日額は、原則として離職される直前の 6 か月間に支払われた賃金額から算出されます。詳細についてはハローワークへお問い合わせください。



教育訓練給付制度については必ず下記のリンク先をご覧ください

- ハローワーク：「[教育訓練給付](#)」



- 厚生労働省：「[教育訓練給付制度について](#)」

